

国有財産媒介公告書

下記国有財産の売払いに係る媒介業務について公告します。

記

1 媒介業務の対象となる国有財産

物件 番号	所在地	種目	構造	数量	都市計画上の制限等		売却価格
					用途地域	建蔽率/ 容積率 (%)	
2 0	鹿児島県鹿児島市南郡元町 1 8 0 0 番 6 外 1 筆	宅地 公衆用道路	—	379. 18 m ² (持分 1/14) 273. 68 m ²	二種中高層	60/200	26, 100, 000 円
2 4	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町 4 番 6	宅地	—	197. 30 m ²	二種中高層	60/200	1, 650, 000 円
2 5	鹿児島県肝属郡肝付町新富 字屋祢添 4 6 7 番 1	宅地	—	1, 184. 36 m ²	指定なし	70/400	3, 090, 000 円
2 6	鹿児島県肝属郡肝付町波見 字塩入 1 5 0 0 番 1	宅地 事務所建 雑屋建	— 鉄筋コンクリート造 ブロック造	2, 483. 21 m ² 585. 66／944. 68 m ² 12. 77／12. 77 m ²	指定なし	70/400	12, 640, 000 円

(注 1) 上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している場合がある。

(注 2) 上記財産には、工作物が含まれるものがある。

(注 3) 物件番号 2 6 の売却価格には、建物に係る消費税及び地方消費税が含まれる。

2 申込者に必要な資格

宅地建物取引業法（昭和 2 7 年法律第 1 7 6 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 1 8 年法律第 4 3 号）第 1 条第 1 項の認可を受けた金融機関であって、宅地建物取引業法第 2 条第 2 号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）であること。

3 媒介契約の型式

一般媒介契約（明示型）

4 媒介契約の契約期間

契約締結の日から 3 ヶ月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで。

5 媒介契約の内容

一般媒介契約書（案）のとおり。

6 申込方法

媒介業務に申し込むために必要な(1)の書類を、(3)に示すいずれかの方法により(2)あてに提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① 国有財産媒介申込書 1 部
- ② 法 6 条の規定により交付された免許証（写） 1 部
- ③ 誓約書・役員等名簿 各 1 部

(2) 申込書等の提出先

九州財務局 鹿児島財務事務所 管財課
所在地：鹿児島市山下町 1 3 番 1 0 号
電話番号：0 9 9 - 2 2 6 - 6 1 5 5（内線 9 6 1 9 ・ 9 6 3 3）

(3) 提出方法

- ① 持参による提出
持参により申込書等を提出する場合の受付時間は、午前 8 時 3 0 分から 1 2 時、午後 1 時から午後 5 時まで（閉庁日を除く。）とする。
- ② 郵送による提出
郵送により申込書等を提出する場合は、申込書等を封筒に入れた上で、上記(2)の提出先宛に引受及び配達について記録できる方法によるものとする。
- ③ 上記①、②以外の方法による提出を希望する場合には、下記 8 の問い合わせ先に連絡すること。

(4) 申込期間

令和8年2月10日まで

7 その他

本媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約ではない。

8 問い合わせ先

九州財務局 鹿児島財務事務所 管財課

所在地：鹿児島市山下町13番10号

電話番号：099-226-6155（内線9619・9633）

以上公告する。

令和7年11月10日

分任支出負担行為担当官

九州財務局鹿児島財務事務所長 内村 次郎